

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理、処分に関する
管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物（以下「当該廃棄物」という。）の処理、処分について、千葉産業クリーン株式会社において設置する焼却施設及び最終処分場の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(搬入時間及び休日)

第2条 当該廃棄物の搬入時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 搬入時間

(ア) 月曜日から土曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 休日

(ア) 毎週日曜日

(イ) 1月2、3日及び12月30、31日

(ウ) 国民の祝日に関する法律に定める日

2. 前項の規定にかかわらず管理者において必要と認められるときは、搬入時間および休日を変更することができる。

(受入れ基準)

第3条 当該廃棄物の焼却施設及び最終処分場への受入れ基準は、次のとおりとする。

(1) 焼却施設

(ア) 搬入量が年間1,000トン未満の事業所 放射性セシウム 1500ベクレル/Kg以下

(イ) 搬入量が年間1,000トン以上の事業所 放射性セシウム 800ベクレル/Kg以下

(2) 最終処分場

(ア) 放射性セシウム 5,000ベクレル/Kg以下

2. 前項の規定にかかわらず焼却灰の性状により、管理者が認めるときはこの限りではない。
ただし、放射性セシウムが8,000ベクレル/Kgを超える当該廃棄物は受入れないものとする。

(測 定)

第4条 放射性物質濃度及び放射線量の測定は、次のとおり行うものとする。

(1) 放射性物質濃度

(発生元において行うもの)

(ア) 当該廃棄物

月1回

(自社において行うもの)

(イ) 焼却灰 (主灰、飛灰)	月 1 回
(ウ) 最終処分場 水処理施設 脱水ケーキ	月 1 回
(エ) 最終処分場 浸出水及び処理水	月 1 回
(オ) 焼却施設煙突出口排ガス	月 1 回
(カ) 地下水 (観測井戸No.1~No.4)	月 1 回

(2) 放射線量

(ア) 焼却施設

汚泥貯留ピット前	週 1 回
1. 2号炉灰貯留棟前	毎日
1. 2号炉飛灰貯留箱前	毎日

(イ) 最終処分場

出入口	週 1 回
埋立場所	週 1 回
敷地境界	週 1 回
水処理施設汚泥ホッパー前	週 1 回

2. 地下水の水質の悪化が見られる場合は、速やかに処分場の遮水工の損傷等の点検を行い異状が認められた場合は、原因調査のうえ遮水機能の回復等必要な措置を講ずるものとする。

(埋立処分)

第5条 当該廃棄物の埋立処分は、次のとおり行うものとする。

- (1) 埋立場所は、おおむね 50 センチメートル以上の締め固められた土壌の層が敷設された場所において行うものとし、使用する土壌については、放射性物質が溶出しても吸着可能な性質を有する土壌を用いるものとする。
- (2) 焼却灰の埋立に当っては、主灰、飛灰に区分し、一定の区画に敷均しのうえ覆土を行い焼却灰が飛散しないよう行うものとする。
- (3) 熱しゃく減量 15 パーセント以下に焼却した当該廃棄物の埋立は、一層の厚さをおおむね 3 メートル以下とし、一層ごとにその表面を土壌でおおむね 50 センチメートル覆うものとする。
- (4) 飛灰の埋立に当っては、雨水と接触し、放射性物質が溶出しないよう遮水シート等で覆うものとする。
- (5) 混合灰の埋立に当っては、前号と同様とする。

(記録の保存)

第6条 第4条の各号の測定記録及び次の各号に定める記録は、最終処分場が閉鎖するまでの期間保存するものとする。

- (1) 当該廃棄物の種類及び数量
- (2) 埋立処分を行った年月日
- (3) 埋立位置図

(情報の開示)

第7条 放射性物質及び空間放射線量に関する測定結果は、ホームページ等において情報を開示するものとする。

2. 前項に定める情報は、毎月更新するものとする。

(労働安全衛生管理)

第8条 作業者が受ける年間被ばく量が1ミリシーベルトを超えないよう次により作業を行うものとする。

- (1) 焼却施設
 - (ア) 焼却炉灰貯留棟前及び飛灰貯留箱前での作業は、1日8時間以内とする。
 - (イ) 焼却灰及び飛灰の搬出については、午前8時30分から午後3時までで行うものとし、積込みに当っては重機等を使用し直接手を触れないようにする。
 - (ウ) 運搬に当っては、焼却灰等が飛散しないよう十分な加湿を行い、車両に覆いを施し搬出するものとする。
- (2) 最終処分場
 - (ア) 埋立作業時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
 - (イ) 埋立作業は、バックホー及びブルドーザで行い直接作業員が敷均しは行わないものとする。
 - (ウ) バックホー及びブルドーザの運転席は、キャビン型を使用するものとする。
 - (エ) その他現場確認作業等に当っては、1日5時間を越えないものとする。
 - (オ) 水処理施設の脱水ケーキの運搬は、1日1回とし運搬方法等については、焼却灰等の運搬方法と同様とする。

2. 作業者の安全を確保するため第4条に定める放射線量の測定を行い、放射線量が時間0.19マイクロシーベルトを超え、被ばく量が年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある場合は、搬入の停止並びに作業を中断する等必要な措置を講ずるものとする。

この規程は平成23年7月1日から適用する。

平成24年1月1日 改定